

# “白魚と赤烏”の話

—— 兩漢に於ける五徳終始説の變遷に關する特異事例 ——

岩 本 憲 司

## はじめに

本稿は、前稿「相勝から相生へ―兩漢に於ける五徳終始説の變遷に關する一般公式―」（『跡見学園女子大學國文學科報』第二十五號）の續篇である。前稿では、そのはじめに「五徳終始説の問題に少しでも拘わつたことのある研究者なら誰しもが實感しているであろうが、そこは、迷路であり、泥沼である。一度入りこんだら、「木」「火」「土」「金」「水」、あるいは、「青」「赤」「黄」「白」「黒」の五文字が、寝ても覺めても頭の中をかけめぐって、半ばノイローゼ状態になるだけで、一向に出口がみつからず、そこからぬけ出すことができないのである。そのため、多くの論者は、その場その場で、相勝説と相生説との二つのうちのどちらかを器用〔?〕に當てはめることによって、その迷路から、その泥沼から、假りにぬけ出して行く。しかしながら、相勝説と相生説とは、そんなに器用に使い分けられるものなのだろうか。もちろん、相勝説から相生説へという變遷があつたから、時をへだてた二つの事例に、兩説をそれぞれ當てはめる、というのなら、別に問題はない。同時期、さらには、同一の理論體系に於いて、兩説が並立可能かどうか、が問題なのである。筆者は、並立は困難であり、並立させての解釋は不適切である、と考える。それは、一つには、相勝説と相生説との思想上の根本的相違を重視するからであり、もう一つには、これと關連して、相勝説から相生説への變遷、つまり、時代の一般的な趨勢を重視するからである。とは言つても、並立させるといふ發想が出てくるのも、決して無理ではない。箇々の事例の中には、解釋に

苦しむ特異なものが、確かに存在するからである。そこで、筆者は、件の迷路あるいは泥沼から眞にぬけ出す方法として、そのような特異なものでは後まわしにし、まず普通の事例から出發して、それらにもとづいて、時代の一般的な趨勢を明らかにし、つまり、一般公式を組み立て、その上で、この公式にもとづいて特異な事例を解釋し、最終的には、その特異性を解消したい、と思つている。

普通の事例  $\xrightarrow{\text{（前稿）}}$  一般公式  $\xrightarrow{\text{（前稿）}}$  特異な事例

かくて、本稿では、このような筆者の構想のうちの前半部、つまり、一般公式の組み立てまでを行なう」と述べ、そのおわりに「兩漢に於ける五徳終始説の變遷は、前漢については、『漢書』郊祀志贊のまとめのとおりであり、後漢については、一貫して、劉向父子以來の相生による漢火徳説であつた、というのが、やけに單純だが、本稿の結論であり、これによって、所謂一般公式の組み立て作業は、終了したことになる。なお、三統説についてあまり觸れなかつたが、それは、董仲舒以來、變遷がなく、一貫して續いていたからであり、また、特異な事例とかわかることが多いからである」と述べておいた。かくて、本稿では、筆者の構想の後半部、つまり、前稿で組み立てた一般公式にもとづいての、特異な事例の考察を行なう。なお、本稿で扱う特異な事例とは、殷・周の事例と夏・殷の事例と秦・漢の事例とであり、内容的に言えば、「白魚と赤鳥」の話と「黄魚と黒鳥」の話と「白帝の子と赤帝の子」の話とである。

殷・周の事例

この事例が特異であるのは、『呂氏春秋』應同に

(A)及湯之時 天先見金刃生於水 湯曰 金氣勝 金氣勝 故其色尙

白 其事則金 及文王之時 天先見火 赤鳥銜丹書集於周社 文

王曰 火氣勝 火氣勝 故其色尙赤 其事則火

とあり、一方、『春秋繁露』三代改制質文に

(B)故湯受命而王 應天變夏作殷號 時正白統 (中略) 文王受命而王

應天變殷作周號 時正赤統

とあつて、つまり、(A)鄒子の五徳終始説〔相勝説〕と(B)董仲舒の三統

説とに於いて、殷・周への色の配當が、箇別にも、そして、セットと

しても、全く同じであるため、殷が白、あるいは、周が赤とされてい

る資料、そして、殷・周が白・赤とされている資料、を見た場合に、

それが、果して兩説のうちのどちらによつたものなのか、解釋に苦し

むことになる、からである。とは言つても、前稿で組み立てた一般公

式によれば、三統説は董仲舒に始まるから、それ以前の資料について

は、問題はない。例えば、『墨子』非攻下に

①赤鳥銜珪 降周之岐社 曰 天命周文王 伐殷有國

とあるのは、(A)によつたものと解釋できる。また、『史記』封禪書に

②秦始皇既并天下而帝 或曰 (中略) 殷得金徳 銀自山溢 周得火

徳 有赤鳥之符 今秦變周 水徳之時

とあるのは、時代的にもちろん董仲舒以前のものだが、<sup>(1)</sup>何よりも、内

容的に五徳終始説の現實への適用の話であるから、(A)によつたもので

あることが明らかである。なお、これら(A)及び①②に於いて、殷つま

り金徳の符瑞が「金刃」あるいは「銀」であり、周つまり火徳の符瑞

が「赤鳥」であることに、注目しておこう。

さて、問題は、董仲舒以後、つまり三統説の成立以後であるが、早

速、『史記』周本紀に

③武王渡河 中流 白魚躍入王舟中 武王俯取以祭 既渡 有火自

上復于下 至于王屋 流爲鳥 其色赤 其聲魄云 是時 諸侯不

期而會盟津者八百諸侯 諸侯皆曰 紂可伐矣 武王曰 女未知天

命 未可也 乃還師歸

とある。この「白魚と赤鳥」<sup>(2)</sup>の話に於いて、殷・周に配當される白・

赤というセットは、(A)五徳終始説〔相勝説〕によつたものなのか、あ

るいは、(B)三統説によつたものなのか。結論を先に言えば、後者であ

る。なぜなら『漢書』董仲舒傳に

④制曰 (中略) 三代受命 其符安在 (中略) 仲舒對曰 (中略) 臣聞

天之所大奉使之王者 必有非人力所能致而自至者 此受命之符也

天下之人同心歸之 若歸父母 故天瑞應誠而至 書曰 白魚入

于王舟 有火復于王屋 流爲鳥 此蓋受命之符也 周公曰 復哉

復哉

とあつて、これは、「三代」とあるように、明らかに三統説であるが、<sup>(3)</sup>

上の③は、この④を承けたものと考えられる、からである。したがつ

て、『漢書』終軍傳に

⑤昔武王中流未濟 白魚入於王舟 俯取以燎 羣公咸曰 休哉 (中

略)白魚登舟 順也

とあり、また、『春秋繁露』同類相動に

①尚書傳言 周將興之時 有大赤烏、銜穀之種而集王屋之上者 武王

喜 諸大夫皆喜 周公曰 茂哉茂哉

とあるような、「白魚」あるいは「赤烏」が單獨で登場する資料も、やはり、三統説によつたものと解せられる。さて、このように見てくると、どうやら、「白魚と赤烏」の話は、既にあつた周の符瑞の「赤烏」を、色が同じであることから、そのまま轉用し、そこに新たに「白魚」を加えて、三統説によつて作られた話のようである。ただし、ここで、「白魚」は、色としては殷を示しているが、殷の符瑞ではないことに注意しておく必要がある。

ところで、これ以後、殷・周の白・赤に関わる資料は、しばらく見当たらず、緯書までとんでしまう。そこで緯書資料をみるに、まず

⑧季秋之月甲子 赤雀銜丹書入豐 止于昌戶 昌再拜稽首受之〔隱

公元年公羊疏引へ我應瑞〕

とあり、また

⑨赤烏成文 雀書之福〔注 文王得赤雀丹書 今武王致赤烏 俱應

周尚赤 故言成文也〕〔太平御覽〕卷第八十四引へ尚書中候〕

とある。これらの資料に於いては、新たに「赤雀」が加わっていて、傳承にやや變化がみられるが、「赤」という色の點で、かわりはない。それでは、この「赤」は、(A)と(B)とのどちらによつたものなのか。實は、あまり悩む必要はない。というのも

①周文王爲西伯 季秋之月甲子 赤雀銜丹書入豐 止于昌戶 乃

拜稽首受取 曰 姬昌蒼帝子 亡殷者紂也〔太平御覽〕卷第二十

四引へ尚書中候〕

とあつて、「蒼帝子」とは、木徳であり、周が木徳とされているということは、これが劉向父子の五行相生説によつていふことを示している、からである。つまり、ここでは、周は相勝説による火徳ではなく、したがつて、この「赤」は、三統説によつたものと解せざるを得ないのであり、だとすれば、⑧・⑨の「赤」も同様であると結論づけることが出来る、ということなのである。なお、このような結論を更に補強するには、次のような緯書資料を見ればよいであろう。

①若尙色 天命以赤尙赤 以白尙白 以黑尙黑〔宋氏注 赤者命以

赤烏 故周尙赤 湯以白狼 故尙白 禹以玄珪 故尙黑也〕〔隱公

元年公羊疏引へ禮説〕

②其天命以黑 故夏有玄珪 天命以赤 故周有赤雀銜書 天命以白

故殷有白狼銜鈎〔禮記〕檀弓上疏及び『論語』爲政疏引へ禮緯

稽命徴〕

ちなみに、これらの資料に於いては、「白狼」が新たに登場しているが、この「白狼」は、先の「白魚」とは違つて、殷について語られており、明確に殷の符瑞である。

かくて、緯書まで見てくると、途中の期間に資料を缺くうらみがあるが、ほぼ次のように言うことが出来るのではなからうか。つまり、殷が白で周が赤という話は、五行説では、相勝によつてのみ語れるこ

とで、相生に變遷してしまえば、色が黒・青に變わるため、語れなくなるのだが、そうなる前に、この話は早々と三統説の方に引き取られたから、五行説が相勝から相生へ變遷した後も存続したのであり、この話が五行の相勝説によって語られたのは、三統説の成立以前だけであつた、と。だから、實は、この話は解釋に苦しむ事例ではなかつたのであり、以上の考察によつて、その特異性は解消されたと言えよう。しかしながら、念のため、以下、さらに後漢に於ける状況も追跡してみたいと思う。

ただ、その前に、「白狼」にかかわる次の緯書資料を見ておきたい。

①湯受金符(注 金符 禹録) 白狼、銜鉤 入殷朝(注 鉤 縛束之

要 明湯得天下之要也)〔『太平御覽』卷第八十三引(尙書璇璣鈴)〕

①湯受金符帝籙 白狼、銜鉤 入殷朝〔『藝文類聚』卷第十二引(尙書

璇璣鈴)〕

①湯牽白狼 握禹籙〔『藝文類聚』卷第九十九引(尙書中候)〕

これらの資料をわざわざ取りあげたのは、①①にみえる「金符」の「金」が、五行相勝説による殷の金徳を示しているのではないかと、一應は疑われる、からである。しかし、このような疑問は直ちに消滅する。なぜなら、「金符」とは、①に「帝籙」とあることから推して、單なる「こがねのふだ(立派な文書)」の意であつて、五行の金とは關係がない、と考えられるからである。また、五行にこだわるとしても、①に「禹籙」とあることから推して、むしろ五行相生説による夏の金徳を示している、と考えられるからである。いづれにせよ、五行相勝説には

よつていない、ということである。だから、

⑩夏民不康 天果命湯 白虎、戲朝 白雲、入房(注 白虎白雲 皆金精也)〔『太平御覽』卷第八十三引(春秋演孔圖)〕

とあるような、「白虎」あるいは「白雲」といった殷の符瑞も、注のように五行相勝説によつたものとは考えられず、やはり、「白狼」と同様に、三統説によつたものであろう。なお、このことは、次の資料によつても、確かめられる。

⑪扶都見白氣、貫月 感生黑帝、湯〔『太平御覽』卷第八十三引(河圖)〕

ここでは、「黒帝」とあつて、殷を水徳とする五行相生説によつたことが明らかであるため、「白氣」は、三統説によつたと解する他ない、からである。

さて、それでは、後漢の状況を見てみよう。まず、『論衡』恢國篇に

⑫湯起白狼、銜鉤

とあるが、これは、⑫や①などを承けたもので、別に問題はない。次に、同初稟篇に

⑬文王得赤雀 武王得白魚、赤鳥 儒者論之 以爲雀則文王受命 魚

鳥則武王受命 文武受命於天 天用雀與魚鳥命授之也 天用赤雀

命文王 文王不受 天復用魚鳥命武王也

とある。これは、⑬や⑭と同様に、「赤雀」が追加されているが、基本的に「白魚と赤鳥」の話であることに、かわりはない。次に、同指瑞篇に

⑭魚水精 白者殷之色也 烏者孝鳥 赤者周之應氣也 先得白魚

後得赤鳥 殷之統絶 色移在周矣

とある。これも、「白魚と赤鳥」の話であつて、やはり、三統説によつたものと考えられる。なお、ここには「魚 水精」とあつて、始めて「白魚」の「魚」の意味が説明されているが、この「水」が五行相生による殷の水徳を示しているとは考えられない<sup>(9)</sup>。というのも、先に述べたように、「白魚」は殷の符瑞ではない、からである。さて、もう少し追跡の足をのばすと、上の④の〈集解〉に

①馬融曰 魚者 介鱗之物 兵象也 白者 殷家之正色 言殷之兵衆與周之象也

とあり、また

⑤鄭玄曰 書説云 烏有孝名 武王卒父大業 故烏瑞臻 赤者 周之正色也

とあり、さらに、『詩』周頌〈思文〉の疏に引く鄭玄の『尚書注』に

①白魚入舟 天之瑞也 魚無手足 象紂無助 白者 殷正也 天意若

曰 以殷予武王 當待無助 今尙仁人在位 未可伐也 得白魚之

瑞 卽變稱王 應天命定號也

とある。これらの資料をみるに、殷・周の白・赤について、馬融も鄭玄も、特に異説を述べていないから、彼らもまた、「白魚と赤鳥」の話<sup>(10)</sup>を三統説として解していた、と想像される。むしろ、ここで重要なのは、「魚」の意味の説明であつて、特に①の鄭玄の説明をみれば、「白魚」が、殷の符瑞ではなく、逆に周の符瑞である、ということがはっきりする。

ところが、このような鄭玄の解釋について、これは、三統説ではなくて、五行相勝説によつたものである、とする見解がある<sup>(11)</sup>。そこで、鄭玄に関する資料をもう少し見てみると、夏・殷についてのものだが、『禮記』禮器「三代之禮 一也 民共由之 或素或青 夏造殷因」の注に

①一也 俱趁誠也 由 用也 素 尙白 青 尙黑者也 言所尙雖

異 禮則相因耳 孔子曰 殷因於夏禮 所損益可知也 周因於殷 禮 所損益可知也 變白黑言素青者 秦二世時 趙高欲作亂 或以青爲黑 黑爲黃 民言從之 至今語猶存也<sup>(12)</sup>

とある。實は、この資料は、鄭玄が相勝説をとっていない格好の證據となる。なぜなら、禮器の文に於いて、夏が青で、殷が白というのは、そのまま相勝説にぴったり一致しているのに、鄭玄は、それを、わざわざ、青は實は黒のことである、と苦しい説明をしてまで、三統説の方に合わせようとしている、からである。もちろん、鄭玄には、三統説だけではなくて、五行説もある<sup>(13)</sup>。しかし、それは、例えば、殷・周について、『易緯乾鑿度』「亡殷者紂 黑期火代 倉精受命 女正昌 効紀承餘 以著當」の注に

⑤火戊午部也 午爲火 必言火代者 木精將生 爲之將粗代土也

又當爲火子 又使其子爲木 塞水 是助倉精 絶殷之象

とあるように、あくまでも、相生説である。ということ、以上、後漢の鄭玄にまで追跡の足をのばして、殷・周の事例が實は特異ではないこと、つまり、その特異性が解消されることを、確認した。

夏・殷の事例

この事例が特異であるのは、『太平御覽』卷第八十三に引く〈尙書中候〉に

①天乙在亳 諸隣國襁負歸德 東觀乎洛 降三分沈璧 退立 榮光不起 黃魚雙躍 出濟于壇 黑鳥以雄 隨魚亦止 化爲黑玉 赤勒曰 玄精天乙 受神福 伐桀克 三年天下悉合  
とあり、その注に<sup>(14)</sup>

②魚者 無足翼 言桀孤時無黨 可伐也 黃者 所以遏水 今土歸湯 則金助矣 (中略) 黑鳥 黑帝叶光紀之使 (中略) 玄 水也

とあって、「金助」の「金」が、相勝説による殷の金徳を示しているかにまぎらわしい、からである。實際、そうであるとする見解も發表されている。<sup>(15)</sup>そこで、まず②を見るに、これは、「黃魚」と黒鳥の話と見えるものであり、構造としては、先の「白魚」と赤鳥の話と全く同型のものである。つまり、「魚」が滅びる側の象徴とされ、「鳥」が興くる側の象徴とされているのである。ただし、色がもとづくところの説は、異なっている。つまり、「白魚と赤鳥」の話が、先に述べたように、三統説にもとづいている、のに對して、ここの「黃魚と黒鳥」の話は、五行相生説にもとづいているのである。<sup>(16)</sup>というのも、殷が黒というのは、五行相生説にしかあてはまらない、からである。ところが、五行相生説にもとづいているとすると、「黃魚」の「黃」が、色として合わない。相生説に於いては、夏の色は「白」のはずだからである。かくて考えられることは、「黃」はあるいは「白」の誤りかも知れない〔?〕

ということである。<sup>(17)</sup>ただし、これは、あくまで、①に限っての可能性

である。というのも、②に於いて鄭玄は、あるいは誤りかも知れない「黃」を、そのまま「黃」として解説している、からである。そこで、

次に②を見ると、まず、「黒鳥 黒帝叶光紀之使」とあり、また「玄水也」とあることから、鄭玄は相生説によつて殷を水徳としている、ということがわかる。それでは、鄭玄の解釋はいったいどういう意味なのか。もともと色がずれている無理な話についての解釋だから、鄭玄自身の解釋もおそらく苦しいものであるが、それをさらに解釋する筆者も苦しい。だから、これはあくまで筆者の試案だが、鄭玄の解釋の意味は、「黃は土で、水を止める〔水に勝つ〕はずのものなのに、

今ここで、そのような土が水に歸服している〔土↓水となっている〕のは、順序が逆で、おかしい、と相勝説〔水↓土〕の立場からは、非

難されるかも知れないが、實は、これは相勝説ではなくて相生説であり、土が水を生むのは、金が補助としてその間に入るからである<sup>(18)</sup>ということではなからうか。

さて、このような筆者の未熟な解釋はともかくとして、殷が相生説によつて水徳とされている以上、殷を金徳とする相勝説が入りこむ餘地はないのであり、したがつて、この夏・殷の事例も、やはり、その

特異性が解消されるのである。<sup>(19)</sup>

秦・漢の事例

秦・漢の事例

この事例が特異であるのは、『史記』高祖本紀に

②高祖被酒 夜徑澤中 令一人行前 行前者還報曰 前有大蛇當徑

願還 高祖醉曰 壯士行 何畏 乃前 拔劍擊斬蛇 蛇遂分爲

兩 徑開 行數里 醉因臥 後人來至蛇所 有一老嫗夜哭 人問

何哭 嫗曰 人殺吾子 故哭之 人曰 嫗子何爲見殺 嫗曰 吾

子 白帝子也 化爲蛇 當道 今爲赤帝子斬之 故哭 人乃以嫗

爲不誠 欲告之 嫗因忽不見

とあり、同封禪書に

③漢興 高祖之微時 嘗殺大蛇 有物曰 蛇 白帝子也 而殺者赤

帝子

とあって、この「白帝の子と赤帝の子」の話が、秦(白・金)↓漢(赤・

火)という五行相勝説によつていかにまぎらわしい、からである。

實際、そうであるとする見解も發表されている。<sup>(20)</sup>そこで、この話を分

析する前に、秦、金、徳、説というようなものが果して存在したのかどうか

を、存在したことを示すかにまぎらわしい特異な資料を見ながら、考

察することにする。まず、『史記』封禪書に

④秦襄公既侯 居西垂 自以爲主少皞之神 作西時 祠白帝

とあり、また

⑤櫟陽雨金 秦獻公自以爲得金瑞 故作畦時櫟陽而祀白帝

とあるが、これらが、所謂五行説とは關係があつても、終始という順

位の觀念が全く見當たらないため、五徳終始説とは關係がない、とい

うことは、前稿で既に述べた。次に、『太平御覽』卷第八十六に引く〈尚

書考靈耀〉に

⑥秦失金鏡(宋均注曰 金鏡、喻明道也) 魚目入珠(言偽亂真也) 莊

襄王納呂不韋之妻 生始皇也<sup>(21)</sup>

とあるが、ここの「金鏡」は、「玉鏡」と同様のものであつて、特に五

行の金徳を示しているとは考えられない。だから、『太平御覽』卷第八

十七に引く〈尚書帝命驗〉に

⑦有人雄起 戴玉英 祈且失籥 亡其金虎(注 祈讀曰哲 白也

謂之秦也 且失籥 戶將開 金虎 獸之長 喻於秦君)

とあるが、注の「白」には無理があり、ここの「金」も(そして「玉」

も)⑧と同じく、高貴なといったほどの意味と考えられる。<sup>(22)</sup>それでは、

『文選』卷第一「西都賦」の注に引く〈春秋漢含孳〉に

⑧劉季握卯金刀 在軫北 字季 天下服 卯在東方 陽所立 仁且

明 金在西方 陰所立 義成功 刀居右 字成章 刀擊秦 枉矢

東流 水神哭祖龍

とあるのはどうか。<sup>(23)</sup>この⑧のように、「劉」を拆字として、卯・金・刀

に分解して説く例は、緯書以降、枚擧にいとまがないが、その意味を

理解するには、ほぼ緯書によつたであろう、次のような何休の「獲麟」

解釋の例を見るのが一番である。

⑨西狩獲之者 從東方王於西也 東卯 西金象也 言獲者 兵戈文

也 言漢姓卯金刀 以兵得天下(公羊哀公十四年注)

つまり、「卯」は、東で、出自を意味し、<sup>(24)</sup>「金」は、西で、王となつた

場所を意味し、「刀」はもちろん、武力を意味する、ということである。

ここで注目すべきは、「金」である。というのも、この文によれば、「金」



は確かに西だが、それは、漢が王となった場所を意味しているのであつて、秦に直接かかわる〔秦が金徳であることを示す〕ものではない、からである。實は、これは當然のことである。なぜなら、「金」は、「劉」字の一部で、もともと漢に所屬しているものだからである。なお、このことは、次の『後漢書』公孫述傳の文によつてもわかる。

⑧援神契曰 西太守 乙卯金 謂西方太守而乙絶卯金也 五徳之運

黄承赤而白繼黄 金據西方爲白徳 而代王氏 得其正序

ここで、「黄承赤而白繼黄」とは、土徳の王莽が火徳の漢を承け、金徳の公孫述が土徳の王莽を繼ぐ、ということであり、つまり、五徳の運の中の金徳は、西太守の方であり、「卯金」の「金」は、五徳の運とは何の関係もない、からである。<sup>(25)</sup>

さて、以上の考察によつて、特に秦金徳説といえるようなものも存在は確認できないことがわかったが、この結果は、劉向父子以降は相生説であつた、という前稿の一般公式に合致するものである。それならば、相生説に於ける秦の徳は何か。前稿の一般公式によれば、『漢書』郊祀志賛に

①昔共工氏以水徳間於木火 與秦同運 非其次序 故皆不永

とあるように、秦は、閏位とはいえ、一應、水徳である。したがつて、①の「水神哭祖龍」も、秦が水徳であることを述べたもの、と解せられるが、念のため、「水神」あるいは「祖龍」が登場する他の資料を見してみると、『史記』秦始皇本紀に

①有人持璧遮使者曰 爲吾遺瀉池君（集解 服虔曰 水神也）因言

曰 今年祖龍死 使者問其故 因忽不見 置其璧去（中略）使御府視璧 乃二十八年行渡江所沈璧也

とあり、同高祖本紀の「索隱」に引く〈春秋合誠圖〉に

①k水神哭 子褒敗（宋均以爲高祖斬白蛇而神母哭 則此母水精也）

とあり、『初學記』卷第六に引く〈尚書考靈曜〉に

①趙王政以白璧沈河 有黑公從河出 謂政曰 祖龍來 天寶開 中

有尺二玉牘

とあつて、これらには、「池」・「江」・「河」といったような「水」の縁語がみえ、<sup>(26)</sup>また、色を示す「黒公」が登場しているから、これらによつても、秦が水徳とされていることが確かめられるのである。<sup>(27)</sup>さて、それでは、このような秦水徳説の上に、先の「白帝の子と赤帝の子」の話をびつたりとのせることが出来るかと言つて、明らかに色がずれていて、残念ながら出来ない。ただし、両者に全く関係がないかと言つと、それでもなさそうである。なぜなら、前者の「水神哭」と後者の「有一老嫗夜哭」とが、「哭」という點で共通している、からである。<sup>(28)</sup>

そこで今度は、漢の徳の方を考えてみると、相生説に於ける漢の徳が火徳であるのは、周知のことである。そして、火徳の色は赤であるから、漢火徳説が「赤帝の子」の話と何らかの関係があることは確かさうであり、事實、そのように解している例として、『漢書』高帝紀賛に

①m漢承堯運 徳祚已盛 斷蛇著符 旗幟上赤 協于火徳 自然之應 得天統矣

とある。<sup>(29)</sup>ただし、漢火徳説は、秦水徳説と等価であるから、やはり、

「白」という色の點で、「白帝の子と赤帝の子」の話の全體をカバーすることは出来ない。

ということ、以上、「白帝の子と赤帝の子」の話は、相勝説〔秦金徳説〕ではあり得ず、關連するとすれば、相生説〔秦水徳説・漢火徳説〕の方だが、それも、背後に見え隠れはしているもの<sup>(30)</sup>、この話を全面的にカバーするには至っていない、ということがわかった。なお、相勝説ではあり得ないことは、先にあげた①の前文に

①劉向父子以爲帝出於震 故包羲氏始受木徳 其後以母傳子 終而復始 自神農黃帝下歷唐虞三代而漢得火焉 故高祖始起 神、母、夜、號、著赤帝之符 旗章遂赤 自得天統矣

とあることによつて、よりはつきりする。というのも、ここで、「以母傳子」とは、明らかに相生説を示しており、このような相生説の文脈の中で、「神母夜號」つまり「白帝の子と赤帝の子」の話が語られている、からである。さて、それならば、この話は、いったい何によつて<sup>(31)</sup>いると解すべきなのか。残る可能性としては、三統説がある。ただし、三統説といつても、尋常の三統説では、漢は人統の黒にあたるからだめ、適合しそうなのは、漢が天統<sup>(32)</sup>の赤にあたる劉歆の特殊な三統説の方である。かくて、消去法によつて残つたのは、劉歆の特殊な三統説だけであるが、ここで問題は終わらない。というのも、三統説では、秦は本來閏位だからである。そこで、本來閏位であるものを假りに正位に組み込む際のメカニズムを考えてみる必要がある。すると、すぐに想いかぶるのは、相生説の場合である。相生説の場合も、秦は本來

閏位であるが、それを正位に組み込む際には、先の①のように、つまり、圖式化すれば

○夏〔金徳・白〕↓殷〔水徳・黒〕↓周〔木徳・青〕↓秦〔水徳・黒〕  
↓漢〔火徳・赤〕

のように、相生の順序をくずし、一代をへだてた殷と同徳にしている。これを参考にすれば、三統説の場合も、おそらく

○夏〔天統・赤〕↓殷〔地統・白〕↓周〔人統・黒〕↓秦〔地統・白〕  
↓漢〔天統・赤〕

のように、天・地・人の順序をくずし、一代をへだてた殷と同統にしたのであろう。そして、このように、秦が地統の白ということになれば、ようやく、「白帝の子と赤帝の子」の話は、解決がついたことになる。つまり、この話は劉歆の特殊な三統説のバリエーションによつて<sup>(33)</sup>いる、というのが結論である。なお、急いでつけ加えれば、秦を正位に組み込む際に、それを殷と同等にする、ということは、實は、『論衡』語増篇に

①案武王之符瑞 不過高祖 武王有白魚赤鳥之祐 高祖有斷大蛇、  
嫗哭於道之瑞 武王有八百諸侯之助 高祖有天下義兵之佐  
とあり、また、『後漢書』杜篤傳に

②蓋夫燔魚剗蛇、莫之方斯  
とあるような「秦漢の交代劇を殷周のそれに準える」傾向に關連して<sup>(34)</sup>いる。だから、實は、「白帝の子と赤帝の子」の話は、遠く、「白魚と赤鳥」の話と呼應しているのである。さて、こうして「白帝の子と赤

帝の子の話が、相勝説ではなくて、三統説によつてゐる、ということとが明らかになれば、この秦・漢の事例も、その特異性が解消されたことになる。

おわりに

以上、三つの事例について、そのみかけの特異性が實は解消されることを明らかにした。つまり、これらはみな、前稿で立てた一般公式で解釋できる、言いかえれば、一般公式から演繹される、ということである。かくて、『兩漢に於ける五德終始説は、相勝から相生へと變遷し、變遷後は相勝説が復活することはなかつた』という一般公式の妥當性が、前稿と本稿とによつて、つまり、歸納と演繹との両面から、ほぼ確證<sup>(35)</sup>できたであろう。

注

- (1) ただし、前稿でも指摘したように、この話が秦始皇當時のものかどうかは疑わしい。あるいは漢文帝期に引き下げて考えるべきものかも知れない(?)。
- (2) 「鳥」なのか、あるいは「鳥」なのか、資料によつて、また、同一の資料でもテキストによつて、かなり異同がある。本稿では、便宜上、「鳥」に統一しておく。
- (3) 董仲舒に五德終始説が見當たらぬことは、前稿で既に述べた。
- (4) ④をみると、「書曰」として、白魚と赤鳥の話が語られており、この「書」が一般に言われるように、『今文尚書』の〈大誓〉を指しているとするれば、この話は、もう少し由來が古く、本來は五德終始説によつて作られたものであ

り、それを董仲舒が三統説によつて再解釋した、というふうな考えられなくもないが、〈大誓〉には問題が多く、また、①には「尚書傳言」とあつて、④も傳である可能性が高く、傳であれば董仲舒と同時期であり得るから、本稿では、このように推論するのである。ちなみに、『太平御覽』卷第一百四十六引〈尚書大傳〉に「太子發升于舟 中流 白魚入于舟 王跪取 出侯以燎 羣公咸曰 休哉」とあり、同卷第一百八十一引〈尚書大傳〉に「武王伐紂 觀兵於盟津 有火流於王屋 化爲赤鳥 三足」とある。なお、今文〈大誓〉については、陳夢家『尚書通論』等を参照。

(5) 「白魚」は、殷ではなくて、むしろ、周について語られているのであり、敢えて符瑞ということでは、周のそれである。なお、「魚」の意味については、後に觸れる。

(6) 五行の相勝説と相生説とは兩立不可能であり、一方、三統説と相生説とは兩立可能である、ということは、一般公式として、前稿で既に述べた。

(7) 緯書全般が相生説であることは、一般公式として、前稿で既に述べた。

(8) 三統説が根づよく存続したことは、一般公式として、前稿で既に述べた。

(9) ちなみに、『儀禮』有司徹の疏に引く〈中候〉に「魚者水精 隨流出入 得申朕意」とある。

(10) 後に明らかになるように、「魚」は、孤立無援という意味で、實は、殷に限らず、滅びる者一般の象徴とされているのである。

(11) 間嶋潤一「鄭玄における孝の意義―殷周革命と『周禮』國家―」(『鎌田正博士八十壽記念漢文學論集』)。氏はこの論文に於いて、鄭玄における殷(白)↓周(赤)は、金↓火という相勝説である、とし、一方、周(木)↓漢(火)は、相生説である、とし、鄭玄は、『周禮』國家を構想するため、周を前代の殷と斷絶させ(相勝説)、後代の漢に連續させた(相生説)、としている。着想といい、理論の整合性といい、實に見事で、凡夫の遠く及ぶところではないが、前稿で述べたように、同一の理論體系に於ける相勝説と相生説との並立は難

かしいし、また、この時期に相勝説とは、時代の全般的な趨勢(筆者の所謂一般公式)に背くものである。

(12) 『史記』秦始皇本紀に「趙高欲爲亂 恐羣臣不聽 乃先設驗 持鹿獻於二世 曰 馬也 二世笑曰 丞相誤邪 謂鹿爲馬 問左右 左右或默 或言馬以阿順趙高」とあるのを参照。

(13) 鄭玄の三統説の例としては、『書』堯典の疏に引く鄭注に「帝王易代 莫不改正 堯建丑 舜建子」とある。なお、これは、『通典』卷第五十五に引く〈尙書中候〉に「陶唐氏尙白 薦玉以白繒 有虞氏尙赤」とあるのにもとづいたものであろう。

(14) 一應、鄭玄のものと考えられる。

(15) 間嶋潤一「尙書中候」における殷湯の受命神話について(『中國文化』漢文學會報五十四號)。氏はこの論文に於いて、鄭玄の注は、水を制する土が金徳の殷湯に歸服する、と言いかえることができ、これは、木徳の夏を五徳終始から抹殺することを意味する、としている。つまり、筆者流に圖式化すると、水↓土↓(木・夏) ↓金・殷となる、というのである。しかしながら、これは、才氣に頼った、あまりにも恣意的な解釋、と言わざるを得ない。その理由は、以下で明らかにするが、ここではとりあえず、次の点だけを指摘しておきたい。つまり、緯書及びその解釋では、例えば、『太平御覽』卷八十二に引く〈尙書帝命驗〉に「禹白帝精、以星感」とあり、その注に「星、金精也」とあるように、夏を相生による金徳とするのが、一般的傾向である、と。

(16) おそらく、前者の話をもじって、後者の話が作られたのであろう。

(17) あるいは、誤りではなくて、『白魚と赤鳥』の話の方の「白魚」との重複を意識的に避けた結果かも知れない(?)。

(18) 相勝説では、殷は金であるから、ここにいう「相勝説」とは、あくまで理念上のそれである。

(19) 間嶋氏は、「金助」を、金への援助と解するが、例えば、「天助」という言

葉があるように、句作りとして、むしろ、金からの援助と解すべきであろう。

(20) 顧頡剛「五徳終始説下的政治和歴史」(『古史辨』第五册)。顧頡剛はこの論文に於いて、この話は、劉向父子の相生による漢火徳説の成立後、漢火徳をもとにして、相勝説でさかのぼれば、秦は金徳にあたる、として作られたものである、としている。「赤」が漢の火徳を示している、つまり、この話は劉向父子以後のものである、というのは、正しいが、「白」が秦の金徳を示している、というのは、相生説と相勝説とを安易に並立させているという点で、しかも、その相勝説が極めて特殊なものである(普通、相勝説では、秦が水で漢が土である)という点で、おそらくまちがっているであろう。このことは、以下で明らかにする。

(21) 『太平御覽』卷八十二に引く〈尙書帝命驗〉に「桀失其玉鏡、用其噬虎(注 玉鏡、喻清明之道、噬虎、喻暴虐之風)」とある。なお、『論衡』驗符に「金玉之世 故有金玉之應(中略) 金之與玉 瑞之最也」とあるのを参照。

(22) 以上の③④⑤は、顧頡剛が秦金徳説の例としてあげているものである。

(23) この①は、安居香山「劉漢關係緯書の五徳終始説」(『緯書の基礎的研究』第八章)が秦金徳説の例としてあげているものである。

(24) 『後漢書』班固傳の注に引く〈春秋演孔圖〉に「卯金刀 名爲劉 中國東南出荊州」とあるのを参照。

(25) 五徳の運が相生の順によっていることにも、注目すべきであろう。

(26) 『史記』秦始皇本紀に「水神不可見 以大魚蛟龍爲候」とあるから、「祖龍」の「龍」も、「水」と關係があるのかも知れない(?)。

(27) 漢初の相勝説でも秦は水徳であるから、①はその頃のものの可能性もあるが、用語からして、やはり、①②③と同時期のものと考えらるべきであろう。

(28) もしかすると、後者の「蛇」も、「水」と關係があるのかも知れない(?)。なお、注の(26)を参照。

(29) 『漢書』敘傳上に引く班彪〈王命論〉に「劉氏承堯之祚 氏族之世 著乎

春秋 唐據火德、而漢紹之、始起沛澤、則神、母、夜、號、以章赤帝之符」とあるのを参照。

(30) 『後漢書』杜篤傳に「高祖有勳、斬白蛇、屯黑雲」とあるのも、ひよっとすると、「黒雲」が秦の水徳を示しているのかもしれない〔?〕。

(31) 注の(6)を参照。

(32) ㊸及び㊹に「得天統」とあるのに注目。ただし、これらの「天統」は、天統・地統・人統の「天統」ではなくて、単に天の統序という意味である可能性もある。

(33) 劉歆の特殊な三統説については、顧頡剛「三統説的演變」〔『古史辨』第七冊中編〕及び能田忠亮・藪内清『漢書律曆志の研究』を参照。

(34) 前者は劉歆の特殊な三統説に、後者は尋常の三統説によっているから、白と赤という色は、偶然の一致と考えるのが妥當であろうが、連想も働いていたと思われる。ちなみに、『太平御覽』卷第十三に引く〈尚書中候〉に「秦穆公出狩、天震大雷、下有火、化爲白雀、銜丹書集公車」とあり、『詩』大雅〈文王〉序疏に引く鄭玄『六藝論』に「秦穆公、白雀集於車」とあるのは、「白雀」は「赤雀」つまり「赤鳥」のもじりであり、おそらく、両者を混合し、一ひねりして作られた話であろう。

(35) 「ほぼ」と言ったのは、實は、どうしてもその特異性が解消できない資料が二つほど残ってしまう、からである。一つは、『太平御覽』卷第一百六十四に引く〈春秋説題辭〉の「秦金精堅、故秦俗亦堅」であり、もう一つは、『史記』高祖本紀〈集解〉の「應劭曰、秦襄公自以居西戎、主少昊之神、作西時祠白帝、至獻公時櫟陽雨金、以爲瑞、又作畦時、祠白帝、少昊、金徳也、赤帝堯後、謂漢也、殺之者、明漢當滅秦也、秦自謂水、漢初自謂土、皆失之、至光武乃改定」である。前者は、全く孤立した例だからともかくも、後者については、『風俗通義』などの検討も含めて、再考の必要がある。なお、『文選』卷第四十七陸士衡〈漢高祖功臣頌〉に「彤雲晝聚、素靈夜哭、金精仍頽、朱光

以渥」とあるのも、時代的には兩漢をはずれているとはいえず、いささか氣になるところである。

〔本稿は、一九九七年度跡見學園特別研究助成費による研究成果の一部である。〕